平成２０年（フ）第７４０２号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目２番23号
破産者　山本　瑞穂
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１８４号
大阪市浪速区元町１丁目12番８―701号、前住所大阪市浪速区敷津西１丁目４番13号
破産者　芦谷　安治
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７３４号
大阪市住之江区浜口西３丁目１番14号
破産者　竹川　公三
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８９６１号
大阪市西淀川区姫島５－９―17、開始決定時の住所大阪府茨木市島４丁目７番１号
破産者　小野由紀子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２２号
大阪市鶴見区諸口３－３―63田中美奈方、住民票上の住所大阪府豊中市曽根南町３丁目16番９号
破産者　楠本　　豊
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６号
大阪市西区千代崎１丁目27番10―702号
破産者　ｍｅｇ－ｃこと　深井　信男
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２１５号
大阪府東大阪市西石切町３丁目６―166、住民票上の住所大阪府河内長野市向野町77番地の９
破産者　今井　秀男
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２３１号
大阪市西区九条南４丁目15番14号
破産者　橋本　善広
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２９５号
大阪府寝屋川市明徳２―13―Ｃ27―101、住民票上の住所大阪府寝屋川市太秦桜が丘31番28―807号
破産者　佐々木庄一
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３９２号
大阪市阿倍野区阿倍野元町９番５号
破産者　田口製作所こと　田口　正明
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４８４号
大阪府吹田市寿町２丁目26番25号
破産者　渡邊　義彦
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５５７号
大阪府大東市赤井３丁目１番２号　ＬＭ住道503号
破産者　垣本　　穣
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７２７号
大阪市平野区平野馬場１丁目14番８―32号、前住所大阪府泉南市信達市場1883番地の21
破産者　柳川麻理子（旧姓石川）
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７３６号
大阪市東成区玉津３丁目２番30号　スペーシア玉津201号
破産者　なごみ施術院こと　日下　　茂
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７５３号
大阪市住吉区長居東４丁目１番12―306号
破産者　グリーンツダボクシングクラブこと　津田セツ子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８４８号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４－５－２、住民票上の住所大阪府守口市南寺方東通２丁目15番３号
破産者　山下　武男
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０４９号
大阪市平野区加美北７丁目11番36号
破産者　松本　　明
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３９３号
大阪市生野区巽南３丁目９番10号、開始決定時の住所大阪市此花区春日出南２丁目５番23号
破産者　渡邉　博子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４８７号
大阪府豊中市新千里東町３丁目７番Ａ34―106号
破産者　山口　恒樹
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部